

## 第2章 短期社債に係る発行手続

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>1. 発行者による制度参加手続</p> <p>短期社債振替制度に参加して、短期社債を発行しようとする発行者は、機構に対し、振替法第 13 条第 1 項に基づく同意手続等を行わなければならない。</p> <p>(1) 同意の手続</p> <p>a 同意書の提出</p> <p>発行者が、短期社債振替制度に参加しようとする場合には、「同意書」を機構に提出し、振替法に基づき発行する短期社債の銘柄のすべてについて、機構が取り扱うことに同意しなければならない。</p>	<p>※ 発行者は、機構の定める制度参加手続の日程を遵守して同意手続等を行わなければならない。当該日程を遵守した同意手続等を行わない場合には、3.(1)「発行者による新規記録情報の通知」において、短期社債の銘柄の発行に係る約定日に新規記録情報の通知ができないことに留意する。</p> <p>※ 発行者による制度参加手続の詳細事務及び日程については、別途、機構ホームページを参照。</p> <p>※ 「同意書」は、機構ホームページに掲載の書式 (CP0-A01) をいう。</p> <p>※ 当該同意については、将来、短期社債振替制度において、発行するすべての短期社債の銘柄に係る包括的な同意であり、短期社債の銘柄の発行の都度、機構に「同意書」を提出する必要はない。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>b 資金決済会社の届出</p> <p>発行者は、「参加形態別事項届出書」を機構に提出し、利用する資金決済会社を届け出なければならない。</p>	<p>※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。</p> <p>※ 届出可能な資金決済会社は1社のみとする。</p> <p>※ 発行者は上記にかかわらず、3.(1)「発行者による新規記録情報の通知」において、事前に届け出た資金決済会社以外の資金決済会社を指定することもできる。</p>
<p>c 発行代理人及び支払代理人の選任</p> <p>発行者は、自らが発行する短期社債の銘柄について、発行代理人及び支払代理人(1.において「代理人」という。)を選任する場合には、「参加形態別事項届出書」を機構に提出し、少なくとも1社を代理人として選任しなければならない。ただし、自らが短期社債振替システムへの接続を行う場合には、代理人の選任を行う必要はない。</p>	<p>※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。</p> <p>※ 発行者は、自らが短期社債振替システムへの接続を行う場合には、aからcまでに掲げる手続とは別に、短期社債振替システムへの接続に係る準備が必要となることに留意する。</p>
<p>(2) 代理人の追加選任手続</p> <p>発行者が代理人を追加で選任する場合には、機構に対し、「参加形態別事項届出書」に必要事項を記</p>	<p>※ 「参加形態別事項届出書」は、機構ホー</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>入のうえ、提出しなければならない。</p>	<p>ムページに掲載の書式(CP0-B01)をいう。</p> <p>※ 発行者は、「参加形態別事項届出書」を提出し、変更を届け出る。</p> <p>※ 発行者は、代理人を追加で選任し、当該代理人を利用して新たな短期社債の銘柄を発行する場合には、3.(1)「発行者による新規記録情報の通知」における「新規記録情報」の通知日の5営業日前の日までに、機構に対する代理人の追加選任手続を終えている必要がある。当該手続が完了していない場合には、追加で選任された代理人は、3.(1)「発行者による新規記録情報の通知」における「新規記録情報」の通知が行えないことに留意する。</p>
<p>2. 保証情報の取扱いについて</p> <p>(1) 保証内容の届出</p> <p>発行者は、自らが発行する短期社債の銘柄に保証を付す場合には、当該保証の対象となる短期社債の銘柄の発行前に、保証人との連名により、あらかじめ、機構に対し、「保証内容届出書」を提出し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 発行者の名称</p> <p>② 保証人の名称</p>	<p>※ 「保証内容届出書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP_02-1)をいう。</p> <p>※ 3.(1)「発行者による新規記録情報の通知」において、保証に係る通知を行うためには、当該届出を行う必要がある。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>③ 保証の種別が全部連帯保証又は全部連帯保証以外の保証の別</p> <p>④ 保証期間</p> <p>⑤ その他必要な事項</p>	<p>※ 当該届出書は、銘柄ごとではなく、保証委託契約ごとに提出する。</p> <p>※ 保証以外の信用補完（バックアップライン、キープウェル等）については、提出する必要はない。</p> <p>※ 発行者及び保証人は、それぞれ、当該「保証内容届出書」に届出印を押印する。          なお、当該保証人が短期社債振替制度の参加者でない場合には、当該保証人の実印を「保証内容届出書」に押印したうえで、当該実印に係る印鑑証明書及び登記事項証明書を添付する。</p> <p>※ ②の保証人が複数存在し、共同して保証する場合には、「保証内容届出書（共同保証用）」を提出する。</p> <p>※ 「保証内容届出書（短期社債振替制度・共同保証用）」は、機構ホームページに掲載の書式（CP_02-2）をいう。</p> <p>※ ③の全部連帯保証とは、国内の法律に基づき、短期社債の社債権者にとって不利な特約、制約等を付すことなく、当該短期社債に係る債務の全部を保証人が連帯保証することをいう。</p> <p>※ ③の全部連帯保証以外の保証とは、国</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>(2) 保証人の登録及び通知</p> <p>機構は、(1)において、保証内容の届出が行われた場合には、a から d に掲げる対応を行う。</p> <p>a 保証コードの付番 機構は、「保証内容届出書」ごとに保証コードを付番する。</p> <p>b 保証人コードの付番 機構は、「保証内容届出書」に記載された保証人について、保証人コードを付番する。</p> <p>c 短期社債振替システムへの登録 機構は、(1)において、保証内容の届出が行われた場合には、a 及び b のコード並びに、その</p>	<p>内の法律に基づく保証で、全部連帯保証以外の保証をいう。</p> <p>※ ④の保証期間内に発行された短期社債の銘柄に付された保証の効力は、償還日まで及ぶ。</p> <p>※ 発行者は、届出事項に変更が生じた場合には、「保証内容届出書の変更届出書」を提出し、変更内容の届出を行わなければならない。</p> <p>※ 「保証内容届出書の変更届出書」は、機構ホームページに掲載の書式 (CP_02-3) をいう。</p>

## 第 2 章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>他届出の内容を短期社債振替システムに登録する。</p> <p>d 発行者及び保証人への通知            機構は、「保証内容届出書」の提出を行った発行者及び保証人に対し、書面により、cにおいて、登録を行った内容について、通知する。</p> <p>3. 新規記録手続            (1) 発行者による新規記録情報の通知            発行者（発行代理人が発行に係る業務を行う場合は、発行代理人。以下3において同じ。）は、短期社債の銘柄に係る新規記録手続について、DVP 決済を行う場合には、「発行予定・引受情報・DVP 決済情報通知」を、非 DVP 決済を行う場合には、「発行予定・引受情報通知」を機構に対し、それぞれ通知することにより、発行予定の短期社債に係る銘柄情報及び引受情報（以下「新規記録情報」という。）について、次の a 及び b に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>a 銘柄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 払込日</li> <li>② 発行者コード</li> <li>③ 発行代理人コード</li> <li>④ 支払代理人コード</li> <li>⑤ 銘柄属性</li> <li>⑥ 償還日</li> <li>⑦ 各社債の金額</li> <li>⑧ 適格機関投資家取得総額</li> </ul>	<p>※ 機構は、別途、Target 保振サイトにおいて、保証人コード及び保証人名称を掲載する。</p> <p>※ 新規記録情報に係る通知事項の詳細については、別途、接続仕様書を参照。</p> <p>※ 「発行予定・引受情報・DVP 決済情報通知」及び「発行予定・引受情報通知」は、統合 Web 端末（画面又は CSV ファイル）又はオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ 「発行予定・引受情報・DVP 決済情報通知」及び「発行予定・引受情報通知」について、先日付申請に係るものである場合には、午前9時から午後5時、当日申請に係るものである場合には、午前9時から午後3時30分までの間に通知する。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>⑨ 発行総額</p> <p>⑩ 発行者の発行時資金決済会社コード（発行者が短期社債の銘柄の発行時に利用する資金決済会社のコードをいう。以下第2章において同じ。）</p> <p>⑪ 発行者の償還時資金決済会社コード（発行者が短期社債の銘柄の償還時に利用する資金決済会社のコードをいう。以下第2章において同じ。）</p> <p>⑫ その他必要な事項</p>	<p>※ 発行者自らが新規記録情報を通知する場合において、償還に係る事務処理を支払代理人に委託するときは、④の支払代理人コードを入力する。</p> <p>※ 発行代理人が新規記録情報を通知する場合には、④の支払代理人コードは入力必須となる。なお、発行代理人と支払代理人は別々の者としてすることができる。</p> <p>※ ⑤の銘柄属性は公募、適格機関投資家譲渡限定私募、特定投資家向け私募、一括譲渡限定少人数私募、分割制限少人数私募又はその他を選択する。機構は、当該選択結果について、(4)の銘柄情報の公示を行う。</p> <p>※ ⑥の償還日について、休日勘案後の実支払日を入力する。</p> <p>※ ⑧の適格機関投資家取得総額は、⑤の銘柄属性を「一括譲渡限定少人数私募」又は「分割制限少人数私募」と設定した場合のみ入力することができる。</p> <p>※ ⑩及び⑪の資金決済会社について、1.(1) b「資金決済会社の届出」において、届け出た資金決済会社以外の資金決済会社を入力することができる。</p>



## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>b 引受情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① DVP 区分</li> <li>② 新規記録先の口座の機構加入者コード</li> <li>③ 引受金額</li> <li>④ 機構加入者の資金決済会社コード</li> <li>⑤ 資金決済金額</li> <li>⑥ その他必要な事項</li> </ul> <p>(2) DVP 決済に係る新規記録手続</p> <p>a 引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知</p> <p>機構は、(1)において、発行者から新規記録情報の通知を受けた場合であって、資金決済方法として、DVP 決済が指定されているときは、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、ISIN コードを付番し、発行者及び機構加入者（当該機構加入者自身が短期社債の銘柄に係る引受人又は当該引受人の上位機関である場合をいう。以下第2章（3.（5）を除く。）において同じ。）に対し、「引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知」を通知し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期社債の銘柄の ISIN コード</li> <li>② 発行期間</li> <li>③ 払込日</li> <li>④ 銘柄属性</li> <li>⑤ 発行者コード</li> <li>⑥ 償還日</li> <li>⑦ 発行総額</li> </ul>	<p>※ ④の機構加入者の資金決済会社コードは、①のDVP 区分を「DVP」と設定した場合に入力する。</p> <p>※ 「引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>⑧ 各社債の金額</p> <p>⑨ 機構加入者の資金決済会社コード</p> <p>⑩ 新規記録先の口座の機構加入者コード</p> <p>⑪ 引受金額</p> <p>⑫ 発行者の発行時資金決済会社コード</p> <p>⑬ 資金決済金額</p> <p>⑭ DVP 区分</p> <p>⑮ 決済番号</p> <p>⑯ その他必要な事項</p> <p>b 引受情報の承認</p> <p>機構加入者は、aにおいて、機構から通知された「引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知」について、内容を確認し、問題がなければ、当該通知の承認を行うことにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。なお、問題がある場合には、速やかにその旨を発行者に連絡し、新規記録情報の訂正等の対応を行うように依頼しなければならない。</p> <p>新規記録情報の訂正等の対応が必要となった発行者は、速やかに、新規記録情報の訂正等を行わなければならない。</p> <p>① 短期社債の銘柄の ISIN コード</p> <p>② 新規記録先の口座の機構加入者コード</p> <p>③ その他必要な事項</p>	<p>※ 引受情報の承認は、短期社債振替システムにより行う。</p> <p>※ 引受情報の承認は、統合 Web 端末（画面）又はオンライン・リアルタイム接続により通知する。当該承認については、aの「引受情報・DVP 決済情報・ISIN コード通知」の通知日から払込日までの間の午前9時から午後5時（払込日においては、午後3時30分）の間に行う。</p> <p>※ 機構加入者は、訂正等の内容を確認のうえ、問題がなければ、「新規記録情報」の承認を行わなければならない。</p> <p>※ 機構加入者が「引受情報・DVP 決済情</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>c 引受情報の承認後の機構の処理</p> <p>(a) 発行口への記録</p> <p>ア 発行者及び機構加入者への通知</p> <p>機構は、機構加入者が引受情報の承認を行った場合には、当該引受情報を発行口に記録し、発行者及び機構加入者に「発行口記録情報・決済番号通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 短期社債の銘柄の ISIN コード</li> <li>② 発行期間</li> <li>③ 払込日</li> <li>④ 銘柄属性</li> <li>⑤ 発行者コード</li> <li>⑥ 償還日</li> <li>⑦ 発行総額</li> <li>⑧ 各社債の金額</li> <li>⑨ 発行者の発行時資金決済会社コード</li> <li>⑩ 新規記録先の口座の機構加入者コード</li> <li>⑪ 引受金額</li> <li>⑫ 機構加入者の資金決済会社コード</li> <li>⑬ 資金決済金額</li> </ol>	<p>報・ISIN コード通知」を非承認とした場合には、発行者は、機構加入者と調整のうえ、直ちに訂正後の新規記録情報を再度、通知しなければならない。</p> <p>※ 「発行口記録情報・決済番号通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって、有価証券としての効力は生じない。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>⑭ DVP 区分</p> <p>⑮ 決済番号</p> <p>⑯ その他必要な事項</p> <p>イ 資金決済会社への通知</p> <p>    機構は、当該発行者又は機構加入者の資金決済会社に対し、「資金決済情報通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>    ① 発行者コード</p> <p>    ② 決済番号</p> <p>    ③ 資金決済金額</p> <p>    ④ 払込日</p> <p>    ⑤ 発行者の発行時資金決済会社コード</p> <p>    ⑥ 機構加入者の資金決済会社コード</p> <p>    ⑦ 新規記録先の口座の機構加入者コード</p> <p>    ⑧ その他必要な事項</p> <p>d 日本銀行に対する入金依頼</p> <p>    機構は、払込日に日本銀行に対し、「入金依頼（振替社債等）」を通知し、機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び発行者又はその資金決済会社への当該払込金額の入金の依頼を行う。機構から「入金依頼（振替社債等）」の通知を受けた日本銀行は、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知（振替社債等）」を、発行者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知（振替社債等）」を、それぞれ通知する。</p> <p>e 機構加入者による払込み</p>	<p>※ 「資金決済情報通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ 「当座勘定引落対象通知（振替社債等）」及び「当座勘定入金対象通知（振替社債等）」は、日銀ネット上で通知される。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>機構加入者又はその資金決済会社は、払込日に日本銀行に対し、「払込依頼（振替社債等）」を通知し、払込みの依頼を行う。機構加入者又はその資金決済会社から「払込依頼（振替社債等）」の通知を受けた日本銀行は、機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定から払込金額の引落しを行い、発行者又はその資金決済会社の当座勘定に当該払込金額を入金する。</p> <p>なお、日本銀行は、発行者又はその資金決済会社の当座勘定への入金後、発行者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知（振替社債等）」を、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知（振替社債等）」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知（振替社債等）」を通知する。</p> <p>f 機構による新規記録</p> <p>機構は、日本銀行からeの「当座勘定入金済通知（振替社債等）」の通知を受けた場合には、直ちに新規記録を行い、発行者及び機構加入者に対し、「新規記録済通知」により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① c（a）アの①から⑮までに掲げる事項</p> <p>② 短期社債の銘柄に係る新規記録後の口座残高</p> <p>③ その他必要な事項</p>	<p>※ 「払込依頼（振替社債等）」の通知は、日銀ネット上で行う。</p> <p>※ 機構は、「当座勘定入金済通知（振替社債等）」の受信をもって、発行者による払込確認の通知とみなす。</p> <p>※ 「当座勘定入金通知」及び「当座勘定引落通知」は、日銀ネット上で通知される。</p> <p>※ 機構から「新規記録済通知」を受けた機構加入者は、必要に応じて、直ちに、その直近下位機関に対し、必要な事項を通知するものとする。当該直近下位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 「新規記録済通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ ②については、新規記録を受けた機構加入者のみに通知する。</p>

## 第 2 章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>(3) 非 DVP 決済に係る新規記録手続</p> <p>a 発行口記録情報通知</p> <p>機構は、(1)において、発行者から新規記録情報の通知を受けた場合であって、資金決済方法として、非 DVP 決済が指定されているときは、直ちに、新規記録情報を発行口に記録し、当該通知に係る短期社債の銘柄について、ISIN コードを付番し、発行者及び機構加入者に対し、「発行口記録情報・ISIN コード通知」の通知により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 短期社債の銘柄の ISIN コード</p> <p>② 払込日</p> <p>③ 発行者コード</p> <p>④ 銘柄属性</p> <p>⑤ 償還日</p> <p>⑥ 各社債の金額</p> <p>⑦ 発行期間</p> <p>⑧ 発行総額</p> <p>⑨ 新規記録先の口座の機構加入者コード</p> <p>⑩ 引受金額</p> <p>⑪ 資金決済金額</p> <p>⑫ その他必要な事項</p> <p>b 発行者による払込確認</p> <p>発行者は、払込日に機構加入者から払込金の払込みが行われたことを確認した場合には、速やかに、短期社債振替システムにおいて、機構に対し、「資金振替済通知（新規記録）」により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 短期社債の銘柄の ISIN コード</p>	<p>※ 「発行口記録情報・ISIN コード通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって、有価証券としての効力は生じない。</p> <p>※ 払込金の払込みについては、事前に発行者と機構加入者との間で決済方法等の調整を行うものとする。</p> <p>※ 「資金振替済通知（新規記録）」は、統</p>

## 第 2 章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>② 発行者コード</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>c 機構による新規記録</p> <p>機構は、発行者から b の「資金振替済通知（新規記録）」の通知を受けた場合には、直ちに新規記録を行い、発行者及び機構加入者に対し、「新規記録済通知」により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① a の①から⑩までに掲げる事項</p> <p>② 短期社債の銘柄に係る新規記録後の口座残高</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>(4) 銘柄情報の公示</p> <p>機構は、原則、新規記録が行われた短期社債の銘柄について、当該銘柄の払込日の午後 7 時に、(1)「発行者による新規記録情報の通知」において、発行者が登録した銘柄情報を機構ホームページにおいて、公示する。</p>	<p>合 Web 端末（画面）又はオンライン・リアルタイム接続により行う。当該通知は、払込日の午前 9 時から午後 5 時までの間に通知することができる。</p> <p>※ 機構から「新規記録済通知」を受けた直接口座管理機関は、必要に応じて、直ちに、その直近下位機関に対し、必要な事項を通知するものとする。当該直近下位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 「新規記録済通知」は、統合 Web 端末（画面及び CSV ファイル）及びオンライン・リアルタイム接続により通知する。</p> <p>※ ②については、新規記録を受けた機構加入者のみに通知する。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の公示について、当該銘柄が償還等により、短期社債の銘柄に係る残高の全部が抹消されるまでの間、継続する。</p>

## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>(5) 銘柄情報の提供</p> <p>機構は、機構加入者、発行者（短期社債振替システムに接続している場合に限る。5において同じ。）、発行代理人及び支払代理人に対し、新規記録に係る短期社債の銘柄の情報について、「銘柄情報提供ファイル」により、当該銘柄の新規記録情報の通知日の翌営業日から通知する。</p>	<p>※ 「銘柄情報提供ファイル」は、統合 Web 端末（CSV ファイル）により通知する。</p> <p>※ 銘柄情報の提供を受けるには、あらかじめ、機構に対し、必要な手続を行っておく必要がある。必要な手続の詳細については、5.「短期社債に係る銘柄情報の提供に係る申請」を参照。</p>
<p>4. 発行者による支払代理人及び資金決済会社の変更</p> <p>発行者（支払代理人が償還に係る業務を行う場合は、支払代理人。以下4において同じ。）は、3.（1）「発行者による新規記録情報の通知」において、機構に対して、通知した支払代理人（支払代理人を通知していない場合を含む。）又は資金決済会社を変更することができる。この場合において、発行者は、機構に対し、「支払代理人・資金決済会社変更申請」を通知し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 変更後の支払代理人コード</p> <p>② 変更後の償還時資金決済会社コード</p>	<p>※ 当該通知は、短期社債の銘柄に係る償還日の2営業日前の日までに通知しなければならない。</p> <p>※ 「支払代理人・資金決済会社変更申請」の通知は、統合 Web 端末（画面）により通知する。当該通知は、午前9時から午後5時までの間に通知する。</p> <p>※ ①の変更後の支払代理人は、あらかじめ、1.（1）c「発行代理人及び支払代理人の選任」又は1.（2）「代理人の追加選任手続」において、機構に対し、既に届出を行った者に限る。</p>



## 第2章 短期社債に係る発行手続

内 容	備 考
<p>5. 銘柄情報の提供に係る申請</p> <p>機構加入者、発行者、発行代理人及び支払代理人は、機構に対し、短期社債の銘柄に係る銘柄情報の提供を申請することができる。この場合において、機構加入者、発行者、発行代理人及び支払代理人は、機構に対し、「銘柄情報の取得及び利用に係る申請書」を提出しなければならない。</p>	<p>※ 「銘柄情報の取得及び利用に係る申請書」は、機構ホームページに掲載の書式（CP_02-4）をいう。</p> <p>※ 原則として、当該申請から5営業日後の日が利用開始日となる。</p> <p>※ 1. 「発行者による制度参加手続」において、併せて、当該申請を行っている場合には、制度参加日から利用することができる。</p>

以 上